

「第二期 飯山市子ども・子育て支援事業計画」の概要について

教育部子ども育成課

1 趣旨・位置付け

子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度から平成31年度（令和元年度）を計画期間とする「飯山市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、次代を担う子どもたちの育成と、子育て支援のため、各種事業を展開してきました。

この計画に基づく施策の取組み状況を検証し、子育てを取り巻く変化に対応した新たな施策の推進のため、飯山市の子ども・子育て施策に関する基本理念や基本的事項を踏まえ、飯山市第5次総合計画と整合を図り、施策の目標・方向性などを定めるため新たに計画を策定しました。

2 計画期間

令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間

3 計画の基本方針・基本的視点

「子どもから高齢者まで安心して暮らせるまちの実現を目指し、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進し、子育て支援の充実を図るため、多様な子育て支援サービスや保育サービスの提供と幼児教育の推進」を基本方針とし、以下の4点を基本的な視点とし取り組みを行う。

◇若者の子育てと仕事の両立を図る環境支援の充実

◇「飯山市子ども館」を拠点とした子育て支援体制の充実

◇子どもを安心して産み育てることができる環境整備

◇たくましい子どもを育てるための、保育園、小中学校の適正規模による配置

4 子ども・子育て支援施策の展開

(1) 事業体系

① 幼稚園、保育園、認定こども園等による、幼児教育・保育の提供

② 子育て支援センター、一時預かり、放課後児童クラブ等、地域課題解決のための事業の整備、充実

③ 相談体制の強化充実、保護者負担の軽減、少子化対策等、関係各課と連携した事業の展開

(2) 子育て支援事業の保護者ニーズに基づく、事業量の確保

5 計画の推進体制

施策の進捗状況、成果の検証等について、「飯山市子ども・子育て会議」において毎年検証を行う。

また、制度変更、時代の変化に伴う保護者要望の変化等に対応するため、必要に応じ施策の見直し、修正を行う。

「第三期 飯山市子ども・子育て支援事業計画」について

教育部子ども育成課

1 趣旨・位置付け

子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度に「飯山市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、次代を担う子どもたちの育成と、子育て支援のため、各種事業を展開してきました。

この計画に基づく施策の取組み状況を検証し、子育てを取り巻く変化に対応した新たな施策の推進のため、飯山市の子ども・子育て施策に関する基本理念や基本的事項を踏まえ、飯山市第5次総合計画と整合を図り、施策の目標・方向性などを定めるため新たに計画を策定します。

2 計画期間

令和7年度（2025年度）から令和10年度（2029年度）までの5年間

- 第一期：平成27年度（2015年度）から平成31年度（2019年度）まで
- 第二期：令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）まで

3 計画の基本方針・基本的視点

「子どもから高齢者まで安心して暮らせるまちの実現を目指し、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進し、子育て支援の充実を図るため、多様な子育て支援サービスや保育サービスの提供と幼児教育の推進」を基本方針とし、以下の4点を基本的な視点とし取り組みを行う。

◇若者の子育てと仕事の両立を図る環境支援の充実

◇「飯山市子ども館」を拠点とした子育て支援体制の充実

◇子どもを安心して産み育てることができる環境整備

◇たくましい子どもを育てるための、保育園、小中学校の適正規模による配置

4 子ども・子育て支援施策の展開

(1) 事業体系

- ① 幼稚園、保育園、認定こども園等による、幼児教育・保育の提供
- ② 子育て支援センター、一時預かり、放課後児童クラブ等、地域課題解決のための事業の整備、充実
- ③ 相談体制の強化充実、保護者負担の軽減、少子化対策等、関係各課と連携した事業の展開

(2) 子育て支援事業の保護者ニーズに基づく、事業量の確保

5 計画の推進体制

施策の進捗状況、成果の検証等について、「飯山市子ども・子育て会議」において毎年検証を行う。

また、制度変更、時代の変化に伴う保護者要望の変化等に対応するため、必要に応じ施策の見直し、修正を行う。